令和5年度第2回木津川市文化財保護審議会 議事録抄録

- 日 時 令和6年2月2日(金)13時30分~15時00分
- 場 所 木津川市役所 5 階 全員協議会室
- 出席者 委 員 伊東史朗、源城政好、増井正哉、宗田好史、淺田兼弘、三浦孝啓、 後藤啓治、石田正道

事務局 森永教育長、竹本教育部長、八田文化財保護課長、文化財保護課 永澤補佐、大坪主任、吉藤主事

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 会議(議題)
 - ① 木津川市指定文化財の指定基準について

木津川市には指定文化財制度が存在するにも関わらず、今までその基準が存在していなかった。市として指定基準を定め、指定された文化財が基準のどの部分に該当するかを市民の方々に説明することにより、市民からの理解を得やすくなるのではないか。 資料に基づいて説明。

(質疑応答) ⇒:委員 →:事務局 **(意見)・**○○~

- ⇒指定基準を制定するにあたり地方分権の時代にあっては、国基準にならうだけでなく自治体独自の部分が重要。また、地域計画での分類や価値付けが反映されているか気になる。「地方様式」や地域的な特色を重視すべき。
- →今回はたたき台として指定基準(案)を提示しているため、ご意見をいただくことで木津川市独自の部分を盛り込みたい。
- ⇒ 石造物・石仏について、国の分類では同じ石工によるものでも石塔は建造物、石仏は美術工芸(彫刻)と分野が別々になるが、市によっては分類項目として石造美術を定めているところもある。「石造物」または「石造美術」で一項目作ることはできないか。
- →検討する。
- ⇒市指定文化財に指定された際のメリットはあるのか。
- →文化財を顕彰することが大事だと考えている。補助事業等については、基本的には 京都府社寺等文化資料保全補助事業の随伴補助、それにもれたら市単独補助で考えた い。
- ・指定基準の中に伝統的建造物群保存地区や美術的景観等に触れることで、文化財行政機関として説明できるようにしておいたほうがよい。
- ・例えば仏像1体単体では美術工芸品としての指定は難しくとも、地域文化財として群として存在することに価値がある場合は、大きなエリアや地域の信仰の形として柔

軟にとらえることが可能な基準が望ましい。京都府の環境保全地区の考え方が参考になる。

- ・ひとつの文化財でもいろいろな視点からの価値付けが可能であり、柔軟でゆるい考え方ができるようにして、できるだけ多くの文化財が指定対象となるように。
- ・限定的な文言は使わず広くとれる文言にする。

② 新指定にむけて

資料とパワーポイント(写真)を用いて新指定文化財の候補について説明。

- ・文書や書跡・典籍や無形文化財なども地元委員の意見も尊重し、視野に入れて各分野万遍なく気配りされたい。
- ・石仏の指定については地域で面的にまとめて指定することを検討してほしい。

③ 市文化財登録制度の創設について

文化財保護法第182条第3項、京都府文化財保護条例などの資料を用いて説明。

- ⇒新指定文化財の候補一覧との関係はどうなのか。
- →調査研究が不十分であっても価値は高いと認識されているものを、指定候補として 登録する制度を考えている。
- ・登録を単に指定候補というだけでなく、当該文化財が大切なものであるということ を所有者に認識してもらうことが重要。
- ・登録リストは公表するか、登録するのであれば所有者の同意や盗難・防犯上注意する必要がある。一方で所有者の同意はとらず、内部リストにとどめると顕彰することにならない。運用にあたっては、他市町村の登録制度や運用事例について調べておかれたい。慎重に検討する必要がある。

【会議結果】

以上の議題3件とも、審議員から出された意見をふまえて再検討し、次回(令和6年 度第1回)審議会に改めて提案することとなった。

4 閉会